

公布された規則のあらまし

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 40 号）

- 1 鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所の企画経営課の分掌事務に、援護物資に関することを加えることとした。（第 3 条関係）
- 2 覚せい剤取締法の改正に伴い、引用語句を改めることとした。
- 3 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（規則第 41 号）

- 1 歯科技工士国家試験に係る合格証書及び合格証明書に関する規定及び様式を削ることとした。（第 2 条、第 3 条及び様式関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 42 号）

- 1 公衆浴場における浴槽内の湯水の水質基準について、全有機炭素の量に係る基準を定めることとした。（第 6 条の 2 及び別表関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 43 号）

- 1 旅館業における浴槽内の湯水の水質基準について、全有機炭素の量に係る基準を定めることとした。（第 5 条及び別表関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第 44 号）

- 1 クリーニング師免許の申請書の様式を定めることとした。（第 8 条及び様式第 4 号関係）
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県工鉋業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 45 号）

- 1 新たな工鉋業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用に係る使用料の額を定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 手数料又は使用料の減免及び還付の手続きについて定めることとした。（第 3 条、第 4 条及び様式関係）
- 3 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については公布の日から施行することとした。